

さいごまで安心サービス

トライアルパック利用規約

この規約は、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する「トライアルパック」（以下、「本パック」といいます。）について、お申込みいただいたお客さま（以下、「お申込者」といいます。）と当社との間で成立する契約（以下、「本契約」といいます。）の内容その他遵守事項を定めるものです（以下、「本規約」といいます）。なお、お申込者と当社との間で本契約が成立した場合は、本規約の「お申込者」を「ご契約者」と読み替えて適用するものとします。

第1条（本パックの内容）

当社が提供する本パックの内容は次のとおりです。

- （1）当社オリジナルのエンディングノート（紙媒体）（以下、「エンディングノート」といいます。）の提供
 - （2）当社が提携する株式会社 FP パートナーに所属するエンディングノート作成支援サービス等（以下、「支援サービス」といいます。）を提供する専任のファイナンシャルプランナー（以下、「FP」といいます。）の紹介
 - （3）終活全般の相談受付、終活に関する各種情報の提供及び提携サービスの紹介
2. お申込者は、支援サービスその他株式会社 FP パートナーおよび同社に所属する FP がお申込者に対して提供するサービスに関して、当社はお申込者に対して一切の責任を負わないことをあらかじめ同意するものとします。お申込者は、前項（2）に従って当社が紹介した FP または株式会社 FP パートナーとの間で、支援サービスの内容について別途合意するものとします。
3. お申込者は、支援サービスの内容について協議が必要な場合は、FP または株式会社 FP パートナーと直接協議するものとし、当社は支援サービスの内容についての協議および問い合わせ対応は行わないものとします。
4. 本パックの提供地域は、日本国内（離島を除く。）のみといたします。

第2条（サービス料金）

本パックのサービス料金は、29,800 円（税込）とし、その内訳は次のとおりです。

・サービス料金内訳

項目	金額	備考
1) 本パック加入手続料等	23,200 円（税込） （本体額：21,091 円）	顧客情報登録管理 エンディングノートの提供関連業務 （支援サービスを提供する FP の紹介を含む。）

2) 終活情報提供料等	6,600 円 (税込) (本体額 : 6,000 円)	終活全般の相談受付 終活に関する各種情報の提供 提携サービスの紹介
-------------	---------------------------------	---

なお、本パックのご契約期間中に、当社の提供する「さいごまで安心サービス」の「基本パック」、「ライトパック」、「フリーパック」のいずれかにお申込みをいただいた場合は、各パックのサービス料金から本パックの本体額を差し引いた金額で各パックについてご契約いただけます。

2. お申込者は、本パックのお申し込み後に当社から送付するご案内において指定する銀行口座に振り込む方法で、前項のサービス料金を支払うものとします。なお、振込みに要する手数料は、お申込者の負担とします。また、エンディングノートの発送費用は当社負担とします。

第3条（本契約の成立および契約期間等）

1. 本パックの提供を希望する場合、あらかじめ本規約の内容を確認のうえ、当社所定の手続きに従って、本契約のお申し込みを行うものとします。
2. 当社は、前条 2 項のお支払いの確認ができ次第、お申込者に対して、エンディングノートの発送等本契約に関するご連絡を行うものとし、当該ご連絡がお申込者に到達したときに本契約は成立するものとします。
3. 本契約の契約期間は、本契約が成立したときから6ヶ月間とします。
4. 本契約は、次の各号の条件を全て満たす場合に限り、申込みことができます。
 - (1) お申込者自身が本パックの提供を受けること
 - (2) 前条 2 項で定める方法でサービス料金の支払いが可能なこと
 - (3) 当社指定の申込書若しくは Web 申し込みフォームでのお申込みが可能であること
 - (4) お申込者の住所が日本国内（離島を除く）であること

第4条（お申込みの不承諾）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約のお申込みを承諾しないことがあります。なお、不承諾の理由については一切開示を行いません。

- (1) お申込み内容について、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあった場合
- (2) お申込者が、未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであって、お申込みが成年後見人によって行われず、または、法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合
- (3) その他当社がお申込みを承諾することが適当でないと判断する場合

第5条（再委託）

当社は、本契約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

第6条（エンディングノートの交換）

エンディングノートは、配送中の破損、不良品、品違い、その他当社が認める場合であってお申込者に届いた日から7日以内に当社に交換の申し出があるときにのみ交換いたします。

第7条（情報の収集と保管）

当社は、本パックの提供のために、お申込者に対して必要な情報の提供を求めることができ、当社は、お申込者から提供を受けた情報を善良なる管理者の注意をもって管理保管します。

第8条（個人情報の利用等）

1. 当社は取得した個人情報を次の各号のために利用することができます。
 - (1) 当社がお申込者のお申込み情報の確認もしくは修正を依頼する場合、またはお申込者がお申込み情報の確認もしくは修正を希望した場合
 - (2) 当社がお申込者に対して連絡をする場合またはダイレクトメールを送付する場合
 - (3) 当社がお申込者の本人確認を行う場合
 - (4) 当社がお申込者に料金を請求する場合
 - (5) 当社がお申込者からの問い合わせに対応する場合
 - (6) 前各号に付随して情報を利用する必要性が生じた場合のほか、当社がその他本パックの提供のために必要な行為をする場合
2. 前項の定めのほか、お申込者の個人情報は、当社が定める「個人情報の取扱いに関する基本方針」（<https://www.tepco.co.jp/ep/privacypolicy/>）等に基づき扱います。
3. お申込者は、当社が取得したお申込者の個人情報その他情報について、当社が当社と業務提携をしている株式会社 FP パートナーに対して提供することをあらかじめ同意するものとします。

第9条（本パックの廃止）

1. 当社は、本パックの全部または一部を廃止することができます。
2. 当社は、前項に基づき本パックを廃止する場合は、本パックを廃止する日の1ヵ月前までに、電子メール、その他当社が定める方法で契約者に通知および当社ホームページ等に掲示するものとします。
3. 第1項に基づく本パックの全部または一部の廃止に伴い、サービス料金の全部または一部について返金が生じる場合は、当社にご契約者に対して当社所定の方法で返金するものとします。
4. 当社は、第1項に基づく本パックの廃止により、ご契約者に生じる一切の損害について責任を負わないものとします。

第10条（連絡・通知）

本パックに関する問い合わせその他お申込者から当社に対する連絡または通知は、当社の定める方法で行うものとします。

第11条（反社会的勢力との取引排除）

お申込者は、次に定める事項を表明し将来に渡り保証していただくものとします。

- （1）自己および自己の関係者が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という。）でないこと
- （2）自己および自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと
- （3）自己および自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力または関与しないこと
- （4）自己および自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと
- （5）自己が自らまたは第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと

第12条（契約の解除に関する定め等）

当社は、ご契約者が次のいずれかの事由に該当する場合には、当該お申込者に事前に通知することなく、本契約を解除することができるものとします。

- （1）ご契約者が本規約に違反した場合
- （2）届け先不明、長期の不在などの理由によりエンディングノートの配送が完了しない場合
- （3）その他当社とご契約者の信頼関係が損なわれたと認める場合

第13条（本規約の変更）

1. 当社は、民法第548条の4の規定に基づき、本規約を変更することがあります。この場合、変更後の本規約の効力発生日以降の契約の内容、権利義務関係、その他遵守事項については、変更後の本規約によります。
2. 当社は、本規約を変更する場合、変更後の本規約の効力発生日までに相当な予告期間を置いて、変更後の本規約の内容を、電子メール等で個別に通知する方法または当社ホームページに掲示する方法によりご契約者にお知らせいたします。

第14条（免責）

当社は、本規約の個別条項で定める免責条項のほか、当社の故意または重過失による場合を除き、お申込者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第15条（準拠法および管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とします。
2. 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条（協議等）

本契約において定めのない事項または本契約の内容の解釈について疑義が生じた場合には、お申込者と当社は、誠意をもって協議のうえ、解決するものとします。

2024年7月25日 制定

東京電力エナジーパートナー株式会社